

登記事項証明書等が役場で 受け取れます

- 請求機の設置場所 浦河町役場1階 町民課前のロビー内
- 請求機の利用時間 午前9時～午後1時（土・日・祝日、年末年始を除く）

■交付が受けられる証明書 請求機で交付が受けられる証明書は下記の表のとおりです。全国の登記情報を取ることができます。

■利用方法 請求機はタッチパネル式で、簡単な操作で証明書の発行を請求することができます。操作方法がわからない時は、窓口に法務局職員が常駐しておりますので、気軽に操作方法を聞くことができます。

▷不動産の場合は、地番・家屋番号の入力が必要です。請求される前に地番・家屋番号を確認してください。

▷商業・法人の場合は、会社名と所在地の入力が必要です。

▷会社・法人印鑑証明の場合は、法務局から交付を受けた印鑑カードの読み込みと、代表者の生年月日の入力が必要です。

■手数料

証明書の発行手数料は収入印紙で納めます。浦河町役場町民課で収入印紙を販売していますので、ご利用ください。

○取扱い時間

午前9時から午後4時（土・日・祝日、役場が閉庁となる年末年始は除く）

【お問い合わせ】

札幌法務局日高支局（Tel 0146-42-0415）

浦河町役場企画課（Tel 26-9012）

今後の請求機の利用実績によっては、継続されない可能性があります。引き続き町民の皆さんの積極的なご利用をお願いいたします。

手数料	証明書の種類		
700円	不動産登記	全部事項証明書、現在事項証明書、閉鎖事項証明書	
	商・業 法 人 登 記	履歴事項	全部証明書、一部証明書
		現在事項	全部証明書、一部証明書
		閉鎖事項	全部証明書、一部証明書
500円	会社・法人	代表者事項証明書 印鑑証明書	

みんなで加入！交通災害共済

- ▶ 1日だけの診察や通院
 - ▶ 自転車の転倒でのけが
- でも 見舞金を支給



●掛金および見舞金の請求は

1人につき年額500円の掛金で、万一の事故の際は死亡で80万円、入院・通院の日数に応じて3万円、5万円、10万円の見舞金が支給されます。

一般の自動車保険では保険金支給の対象となりにくい、1日だけの診察・通院の場合や、自転車で転んでけがをしたような事故でも、見舞金の支給対象となります。

●加入できる人は

日高管内に住民登録されている方。（外国人登録者を含む）

●加入の方法は

加入申込書に、住所、氏名、生年月日などを記入し、自治会を通じて申し込むか、役場町民課または荻伏支所の窓口で申し込んで下さい。家族の方1人だけでも申し込みできます。

加入申込書は、役場町民課、荻伏支所にあります。

※次の方は町費で加入しております。申し込みの必要はありません。

- ◎今年小学校1年生として入学される方と小学校入学前の乳幼児（平成17年4月2日以降生まれの乳幼児）
- ◎平成24年4月1日現在で75歳以上の方（昭和12年4月1日以前生まれの方）

●自治会取りまとめ分に対する加入奨励金（還付金）

自治会で申し込みの取りまとめをいただいた場合、1人あたり50円の奨励金が自治会に交付されます。

■お問い合わせ

役場町民課町民運動係 電話 26-9001（町民課直通）